

# 駐車場賃貸借契約書

貸主（甲）と借主（乙）は、以下のとおり駐車場賃貸借契約を締結する。

甲 株式会社協和産業

乙

- 第1条 甲は下記駐車場の表示記載の駐車場（以下「本件駐車場」という）を、車両の表示記載の乙所有の車両の駐車場として、本契約書記載の条件で乙に賃貸する。  
乙は別途定める駐車場規定を承認の上、これを使用することを甲に約束する。

（車両の表示）

車両名

車両登録番号

（駐車場の表示）

物件名

所在地

駐車番号

- 第2条 1 本契約期間は 年月日から 年月日までの8年間とする。  
2 前項の期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から相手方に対する解約の申入れがない場合は、本契約は、1年間、同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。但し、第3条1項の使用料の未払いがある場合は更新できない。

- 第3条 1 使用料は月額 円（内消費税10% 円）とし、乙は、毎月 日までに翌月分を甲の指定する銀行口座宛振込み送金して支払う（振込み手数料は乙負担）。  
また、口座振替を利用する場合は、指定機関の方法に準ずるものとする。  
2 1ヶ月に満たない期間の使用料は、日割計算した額とする。但し、本契約の解約または解除月の使用料は日割計算しない。  
3 契約期間中であっても、将来租税公課の増減・経済事情の変動・近隣の賃料との比較により不相当となった時は、甲乙協議のうえ前項の使用料を改定できる。

- 第4条 1 乙は、本契約締結と同時に車庫保証金として、\*\*\*\*\*を無利息で甲に預け入れるものとする。本契約書をもって預り証とする。  
2 本契約が終了し、乙が甲へ本件駐車場を明渡し、甲がこれを確認した翌月末に乙の指定する銀行口座に振込送金（振込手数料は乙負担）して返還する。但し、乙に使用料の滞納等があればこれを差引くことができる。

- 第5条 乙は、次に掲げる行為をすることができない。  
(1) 本件駐車場を第三者に賃貸し、または第三者に賃借権を譲渡すること  
(2) 本件駐車場に建物その他の工作物を設置し、または現状に変更を加えること  
(3) 本件駐車場に第1条記載の車両以外を駐車すること

- 第6条 乙が第1条記載の車両を変更しようとする時は、事前に甲の書面での承諾を得なければならない。

- 第7条 乙は、同乗者その他の関係者が故意または過失によって本件駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

- 第8条 1 本件駐車場は、無人の駐車場であるため、甲は乙の車両の保管に関しては一切責任を負わないものとし、その滅失・損傷等に伴う費用は乙が負担する。また賃借部分で問題が起こった場合は、当事者同士で協議・解決するものとし、甲は一切責任を負わないものとする。  
2 天災、火災、盗難その他の不可抗力、乙または乙の関係者（使用者、運転者、同乗者を含む）による事故・紛失・搬出等その関係者の故意過失による損害、第三者の行為、その他

甲の責めに帰すべき事由により、乙の車両に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

また、乙の車両の積載物および乗用者の荷物携帯品、特殊自動車の特別の設備附属品等に対しても同様、甲は一切の責任を負わないものとする。

- 第9条 1 甲乙は、いずれかの一方から、理由の如何を問わず、本契約の解約を申し入れることができる。但し、1ヶ月以上前に相手方に対して書面で通知すべきものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、乙は1ヶ月分の使用料相当額を甲に支払うことにより即時解約することができる。なお解約月の使用料は日割計算しない。  
3 契約時に乙が受領した鍵・リモコン等を紛失または破損した場合、乙が実費精算するものとする。  
4 解約による鍵・リモコン等の返却期日については、甲が指定するものとし、期日までに返却のない場合は、乙の実費精算するものとする。

- 第10条 甲は、乙が本契約に違反したときは、何らの催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。また甲に契約を継続できないやむを得ない事由が生じた時も同様とする。

- 第11条 1 本契約が期間の満了により終了し、または第10条により解除されたときは、乙は直ちに本件駐車場を甲に返還するものとする。  
2 乙が前項の明渡返還をしない場合、甲は直ちに鍵の交換、残存物の撤去・処分をすることができるものとする。

- 第12条 1 甲および乙は、本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上疑義が生じた事項については、民法その他関係法令および不動産取引の慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。  
2 乙は、本件駐車場、本契約の内容に関して、弁護士以外の個人、または反社会的勢力を含むいかなる団体に委任して甲との交渉は一切行わないものとする。

- 第13条 本契約に関する支払いにおいて消費税率が変更された場合には、当然に改正後の消費税率を適用するものとする。

## 特約条項

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙において各記名・捺印のうえ、各1通宛所持するものとする。

賃料振込先

賃貸借契約締結日 年 月 日

甲 住所 大阪府大阪市天王寺区上汐5丁目1番18号  
名前 株式会社協和産業  
電話 06-6772-4747(代表)  
登録番号 T6-1200-0102-3098

印

乙 住所  
名前  
電話

印